

雪中に咲く大輪の牡丹
冬咲きぼたんまつり

燿殿

Topic

- 02 山形県議会議員選挙
- 04 みんなで考えよう！新しい総合計画
- 06 消防活動状況をお知らせします
- 30 「ゆうきの里・さんさん」

人口と世帯数

2月1日現在

人口	23,441人
男	11,441人
女	12,000人
世帯数	7,608世帯

山形県議会議員選挙の概要

- 東置賜郡選挙区(高島町・川西町)／定数2
- 選挙人名簿登録基準日・登録日／3月28日(木)
- 告示日(立候補届出日)／3月29日(金)
- 選挙期日(投票日)／4月7日(日)
- 投票所・時間／町内17箇所 7時～20時
- 開票所・時間／町中央公民館大会議室 21時～

立候補届出予定者説明会

立候補を予定する方を対象に説明会が開催されます。

日 時／3月5日(火) 10時から

場 所／置賜総合支庁本庁舎 2階講堂

山形県議会議員選挙

— その1票が新しい時代を創る —

4月29日で任期満了となる山形県議会議員選挙が3月29日に告示され、4月7日に投票が行われます。

これからの県政を任せる代表者を選ぶ重要な選挙ですので棄権せず、候補者の主張や考えなどを検討し、正しい良識と自覚をもって一票を投じましょう。

今回の選挙で投票できる方

投票するには選挙人名簿に登録されていなければなりません。今回の選挙での登録要件は、次の2点をいずれも満たす方となります。

①年齢／4月7日現在で満18歳以上
(平成13年4月8日以前に生まれた方)

②住所／高島町に登録基準日(3月28日)の時点で引き続き3か月以上住所を有すること
※転入した場合は、平成30年12月28日までに転入届を済ませ、引き続き居住していることが必要です。

※投票日の前日(4月6日)までに県外に転出した場合は、投票ができません。

3月16日以降に町内で引越し

された方は前住所地の投票所で

3月16日から4月6日までの間に町内で引越しをされた方は、引越し前の住所地の投票所で投票を行うこととなりますのでご注意ください。

投票日は

4月7日(日)

県内から転入・県内へ転出された方へ

○昨年の12月7日以降に転出された方

高島町の選挙人名簿に登録されていて、昨年の12月7日以降に県内に転出された方は、そのまま県内にお住まいであれば、高島町で投票することができます。

この場合、現住所地等の市町村長が交付する「引き続き山形県の区域内に住所を有する旨の証明書」をご提示いただくか、ご本人からの申請により選挙管理委員会へ引き続き県内にお住まいであることを確認する必要があります。

※「引き続き山形県の区域内に住所を有する旨の証明書」は、市町村役場において無料で発行いたしますので、必要な方は事前に交付を受け投票所へ持参してください。

○12月28日以降に県内から転入された方

12月28日以降に転入届をされた方は、高島町では投票できません。ただし、転入前の住所が

山形県内であり、その市町村の選挙人名簿に登録されている方であれば、前住所地の投票所で投票することができます。
 この場合にも、「引き続き山形県の区域内に住所を有する旨の証明書」をご提示いただくか、ご本人からの確認申請が必要となります。

在宅（郵便）投票制度のお知らせ

身体に障がいがあり、歩行が困難な方々のために、自宅で投票できる「在宅投票（郵便投票）」の制度があり、左記に該当する方が対象となります。利用を希望される方は、郵便等投票証明書の発行を受ける必要があります、手続きに時間を要しますのでお早めにご相談ください。

①身体障害者手帳の交付を受けていて、次の項目の障害名・等級が手帳に記載されている方

- 両下肢 1級・2級
- 体幹 1級・2級
- 移動機能 1級・2級
- 心臓 1級・3級
- じん臓 1級・3級
- 呼吸器 1級・3級
- ぼうこう 1級・3級
- 直腸 1級・3級
- 小腸 1級・3級
- 免疫臓 1級・3級
- 肝臓 1級・3級

②戦傷病者手帳の交付を受けていて、次の障害内容等が手帳に記載されている方

- 両下肢・体幹の障害（恩給法別表第一号表ノ二の特別項症から第二項症まで）
- 内臓機能の障害（恩給法別表第一号表ノ二の特別項症から第三項症まで）
- ③介護保険法で規定する要介護者で、被保険者証に要介護状態区分が要介護5と記載されている方

▼問合せ先／高畠町選挙管理委員会事務局（役場1階第6会議室）
 ☎523154

期日前投票所開設のお知らせ

仕事や外出などの予定があり、投票日当日に投票ができない方は、期日前投票を行ってください。投票所入場券裏面の宣誓書をご記入のうえ持参いただき、下記の期日前投票所までお越しください。

高畠町役場期日前投票所（役場1階第5会議室）

- 期 間／3月30日(土)～4月6日(土)
- 時 間／8時30分～20時

高畠町生涯学習館期日前投票所（情報交流室）

- 期 間／4月4日(木)～4月6日(土)
- 時 間／9時～17時

※指定病院等（町内では公立高畠病院・まほろば荘・たかはた荘・はとみね荘）に入院（入所）している方は、施設内での不在者投票が可能ですので、希望する方は施設へ直接申し込みください。



みんなで考えよう！新しい総合計画

参加者大募集！！

新総合計画 おひろめ会&キックオフイベント を開催します！

これまで多くのみなさんのご意見をいただきながら作成してきた第6次高畠町総合計画がようやく完成します。新しい総合計画についてお知らせする「おひろめ会」と、4月からの新たなスタートに向けたキックオフイベントを開催します。

たくさんの「またね」がゆきかい、活気に満ち、「しあわせ」を実感している人であふれている、そんな未来に向けて、楽しいアイデアをみんなで語り合しましょう！

▼日 時／3月16日(土) 15時～18時30分

▼場 所／糠野目生涯学習館 多目的ホール

▼対象者／どなたでも参加できます。お気軽にご参加ください。

▼定 員／60人(先着順・要申込み)

▼参加費／交流会に参加の方

大人1,000円/1人 高校生以下 無料

▼その他／キッズスペース・無料託児サービスあり
託児希望の方は3月8日(金)まで申込みください。
※交流会ではキッズメニューも準備します！

▼申込み・問合せ先／町企画財政課企画調整係

☎(52)1112 FAX(52)1543

電子メール／kikaku@town.takahata.yamagata.jp

● プログラム ●

【第1部】 15時～16時45分

「みんなで総合計画を実現しよう！」

- 聞いて！町の総合計画
- キックオフ・ワークショップ／
『うふふ∞』『またね∞』を増やすためにできること
(進行) 総合計画策定アドバイザー
(株)studio-L 出野紀子さん



【第2部】 17時～18時30分

『うふふ∞』『またね∞』
キックオフ大交流会

- 今から、ここから始める！キックオフ宣言
- 手作り『まちカフェ』メニューで大交流会
- みんなで『うふふ∞』タイム♪(有志による歌、演奏ほか)

まちカフェ交流会メニュー

- ・水菜とささみの粒マスタードサラダ
- ・牛すじ大根 ・ポテトサラダ
- ・厚あげのみそ焼き ・豚肉の竜田あげ
- ・カッテージチーズサラダ
- ・麻婆豆腐 ・黒米おにぎり

※メニューは変更になる場合があります。



高島町は COOL CHOICE に賛同しています。

公共施設低炭素化推進モデル事業

▶ 問合せ先 / 町生活環境課環境係 ☎(52) 1 2 1 5

公共施設低炭素化推進モデル事業では9月～2月にかけて公立高島病院、太陽館、文化ホールの熱源、空調、照明の更新を行ってきました。今回は、更新工事の風景等をご紹介します。



▲ボイラーの搬入
(公立高島病院)

公立高島病院のボイラーの搬入風景です。ボイラーで作る温水は給湯や暖房に使用しています。



▲チラーの据付
(公立高島病院)

公立高島病院のエネルギー棟屋上にあるチラーの据付作業です。普段みなさんの目に触れることはあまりありませんが、この大型チラーで冷水を作って冷房に使用しています。



▲エアコンの更新
(太陽館、文化ホール)

エアコンと聞くと家庭用のエアコンが真っ先に思い浮かびますが、太陽館、文化ホールに導入しているエアコンは、業務用なので大型のものとなっています。



▲LED照明への更新
(公立高島病院、太陽館、文化ホール)

蛍光灯などをLED照明に更新することで省エネができます。太陽館では省エネになった上に、雰囲気も明るくなりました。

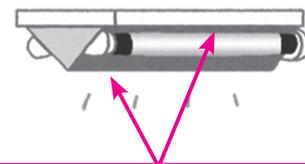
設備をうまく使い続けるための高島町の取り組み

新しい設備を導入しても、しっかりと手入れがなされると効率落ちてしまい省エネ効果が続きません。高島町では次のような取り組みで省エネ効果を維持することを考えています。ご家庭や職場でも取り組める内容ですので、みなさんも実施してみてください。

LED照明

反射板（傘の部分）の掃除

照明の光を反射させる反射板（傘の部分）を定期的に掃除することで、明るさを保つことができます。



この部分が反射板（傘）です。

エアコン

フィルターの掃除

空気を吸い込んだり吐き出したりするフィルターが詰まっていると、無駄なエネルギーを消費してしまいます。定期的に掃除をしましょう。

室外機周りの整理整頓

室外機の周りをモノでふさいでしまうと熱がこもり、冷やしたり、暖めたりがうまくできません。室外機周りにはできるだけすっきりさせるのがおすすめです。

消防活動状況をお知らせします

平成30年1月1日から平成30年12月31日までの当町における消防活動状況を、置賜広域行政事務組合消防本部より報告がありましたのでお知らせします。

火災発生状況

高島町の火災発生件数は3件で、2市2町全体の件数43件の7%となっています。

火災の種類としては、その他火災がもっとも多い2件で、次いで建物火災1件の順となっています。

また、焼損棟数は1棟で、死者・負傷者については0人となっています。

救急出動および搬送人員状況

搬送人員状況

高島町の救急出動件数は933件で、2市2町全体の件数6,122件中の15.3%となっています。

搬送人員数は、895人で全体の搬送人員数5,792人の15.5%となっています。また、出動件数の種別では、急病がもっとも多い621件で、次いで一般負傷118件、交通事故74件の順となっています。

救助出動状況

高島町の救助出動件数は16件で、2市2町全体の件数123件の13%となっています。出動件数の種別では、交通事故による救助出動がもっとも多い9件で、次いでその他の事故が3件、火災・水難事故がそれぞれ2件の順となっています。

その他の災害出動状況

高島町その他の災害出動件数は62件で、2市2町全体の件数4,055件中1.5%となっています。

危険物漏洩がもっとも多い16件で、次いで溢水13件、その他の10件の順となっています。

119番受信内容状況

2市2町の119番受信については、救急受信がもっとも多い5,913件で火災受信は43件となっています。

※救急要請、救助要請等は、一般加入電話等を利用することがありますので、実際の出動件数とは異なっています。

▼問合せ先／置賜広域行政事務組合高島消防署 ☎1505

①火災発生状況

(単位/件)

	火災件数	種別				焼損棟数	程度				死者	負傷者
		建物	林野	車両	他		全焼	半焼	部分焼	ぼや		
高島町	3	1	0	0	2	1	0	0	1	0	0	0
米沢市	23	11	1	0	11	14	3	1	7	3	0	4
南陽市	10	5	0	1	4	8	5	0	1	2	0	4
川西町	7	5	0	0	2	10	3	0	5	2	0	2
合計	43	22	1	1	19	33	11	1	14	7	0	10

②救急出動および搬送人員状況

上段/出動件数(件)

下段/搬送人員(人)

	急病	交通事故	一般負傷	労働災害	加害	自損行為	運動競技	火災	水難	その他	合計
	591	76	117	15	2	5	5	0	2	82	895
米沢市	2,156	225	460	36	5	27	16	22	2	301	3,250
	2,010	226	446	37	5	17	16	3	1	298	3,059
南陽市	944	76	202	11	2	10	5	8	0	91	1,349
	891	72	196	11	2	5	5	3	0	90	1,275
川西町	378	38	78	2	0	5	4	8	0	77	590
	360	38	76	2	0	4	5	2	0	76	563
合計	4,099	413	858	64	9	47	30	40	4	558	6,122
	3,852	412	835	65	9	31	31	8	3	546	5,792

※その他の内訳は、転院搬送、医師搬送および資器材輸送等です。

③救助出動状況

(単位/件)

	火災	交通事故	水難事故	機械による事故	建物等による事故	ガス等による事故	自然災害	その他の事故	合計
高島町	2	9	2	0	0	0	0	3	16
米沢市	19	27	2	4	7	0	0	9	68
南陽市	8	12	0	1	2	0	0	3	26
川西町	5	6	0	0	0	0	0	2	13
合計	34	54	4	5	9	0	0	17	123

※その他の内訳は、車内での閉じ込めや挟まれおよび山岳等です。

④その他の災害出動状況

(単位/件)

	危険物漏洩	風水害	雪害	誤報等	怪煙偵察	異臭	溢水	自火報調査	その他	合計
高島町	16	9	0	1	5	0	13	8	10	62
米沢市	45	15	1	3	22	0	76	22	34	218
南陽市	31	14	0	1	14	0	7	7	7	81
川西町	11	10	1	1	8	0	1	4	8	44
合計	103	48	2	6	49	0	97	41	59	405

※その他の内訳は、ドクターヘリ離着陸安全管理および動物救助等です。

⑤通信指令119番受信内容状況

(単位/件)

	火災	救急	救助	他災害	病院照会	いたずら	訓練	その他	テスト	合計
内訳	43	5,913	85	405	112	31	823	1,937	711	10,060

※その他の内訳は、各種災害通報の重複、誤報、キャンセルおよび問合せ等です。

消防指令センターからのお願い

119番は「緊急専用の番号」です



「今のサイレン何?」「火事はどこですか?」「今日の当番病院はどこですか?」などの問い合わせ等で119番に通報すると、緊急の通報が受信できなくなるおそれがあります。

平成30年は10,060件あった119番通報のうち、1,937件(約19%)が問い合わせ等による通報でした。テレホンガイドで災害情報と当番病院の案内を行なっております。



テレホンガイド 0238(21)1191(自動音声)



万一の事態への備え
足りていますか?

3.11 東日本大震災から8年。
地震に限らず、豪雨、豪雪など災害への対策は十分ですか?
非常用備蓄品は「家族の3日分」が目安と言われています。
もう一度防災について考えてみませんか?

防災行政無線テレホンダイヤル

☎(52)5101

防災行政無線の放送内容は、放送後24時間まで防災行政無線テレホンダイヤルで確認できます。

特定地域生活排水処理事業の申込受付を開始します

下水道が利用できない地域が対象となります。
 なお、下水道認可区域内で下水道が未供用の場合は、個人に補助する従来の合併処理浄化槽設置整備事業（町生活排水対策事業）によりります。

【事業の概要】

町が合併浄化槽を設置して維持管理を行います。この事業では、環境問題に配慮し窒素除去ができる処理能力の高い『低炭素社会対応型高度処理型浄化槽』を設置します。

該当する区域内での新築や単独浄化槽からの切り替え、または汲み取りトイレからの改造などで50人槽以下が対象になります。

【注意点】

※設置工事は、申し込みから2か月程度要します。

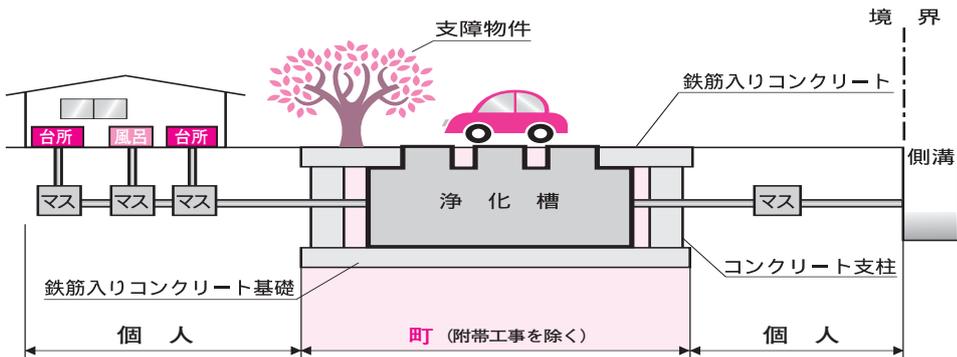
※排水設備工事や支障物件の撤去・駐車場として使用する場合の追加費用は申込者の負担となります。

※予算がなくなり次第終了しますので、早めにお申し込みください。

- 対象となる50人槽以下の建物
- ①専用住宅
 - （併用住宅、共同住宅含む）
 - ②事業所等
 - ③公民館
 - ④公共施設

- ▼申込受付期間／10月末まで
 - ▼申込方法／申込書は町上下水道課にあります。印鑑持参のうえ、必要事項を記入し、提出してください。
 - ▼問合せ先／町上下水道課下水道係
- ☎(52)4484

工事費の負担区分



設置時の費用負担

設置完了時に分担金、使用開始から毎月使用料がかかります。

浄化槽の大きさ	分担金の額		使用料／月額 (税別)
	専用住宅・併用住宅	事業所等	
5人槽	93,900円	281,700円	3,300円
7人槽	109,500円	328,500円	3,700円
10人槽	139,200円	417,600円	4,800円

※排水設備の改造費用は個人負担です。

《浄化槽への切り替えの負担が軽減されます》

高島町浄化槽整備促進事業費補助金について

高島町特定地域生活排水処理事業で浄化槽を整備する方の費用負担軽減のための補助制度を行っています。

◎対象者／単独処理浄化槽や汲み取り便槽を合併処理浄化槽へ切替える方（リフォーム）

※新築や建替えは対象になりません。

◎補助金の額／5人槽：80,000円 6人槽以上：100,000円

障がい者の人には軽自動車税の減免制度があります

◇減免の基本要件／

(1) 4月1日時点で障がい者本人名義の車両
ただし、次の場合、生計を同じくする人の名義の車両でも減免対象になります。

- ① 18歳未満の身体障がい者の場合
- ② 知的障がい者／精神障がい者

(2) 4月1日現在、下記の障害者手帳等が交付されていること

(3) 障がいの級別が減免の範囲内にあること

◇申請期間／4月15日(月)～26日(金) (土日除く)

※申請期間を過ぎると、申請をお受けすることができませんのでご注意ください。

◇手続き場所／町税務課 (役場2階)

◇手続きに必要なもの／

- ① 減免申請書 (税務課にあります)
- ② 申請者の印鑑
- ③ 運転者の運転免許証
- ④ 各種障害者手帳 (身体障害者手帳など)
- ⑤ 軽自動車税納税通知書 (4月15日に納税義務者に送付いたします)
- ⑥ マイナンバーカードまたは、マイナンバーの通知カード等、マイナンバーが確認できるもの

◇問合せ先／町税務課住民税係 ☎(52)4477

<減免対象区分・級別の一覧表>

障がい区分	障がいの級別	
	障がい者ご本人の運転	生計を同じくする人の運転
視覚障がい	1級～3級	および 4級の1
聴覚障がい	2級	および 3級
平衡機能障がい	3級	
音声機能障がい	3級 (喉頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る)	
上肢不自由	1級、2級の1	および 2級の2
下肢不自由	1級～6級	1級～2級 および 3級の1
体幹不自由	1級～3級 および 5級	1級～3級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級および2級 (1上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く)
	移動機能	1級～6級
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸機能障がい	1級	および 3級
肝臓機能障がい	1級	～ 3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級	～ 3級
戦傷病者手帳の交付	山形県の自動車税減免適用範囲	
療育手帳の交付	A	
精神障害者保健福祉手帳	1級で通院医療費受給者番号が記載されている人	

～ 注 意 点 ～

- ・前年度に減免を受けられた人も、**毎年減免の手続きが必要**です。
 - ・普通自動車および軽自動車等を含めて、障がいのある人1人に対して、**減免を受けることができる自動車は1台のみ**です。
 - ・減免の手続きを行う前に納付された場合は、減免の対象外とさせていただきます。
- ※普通自動車の減免手続きについては、県置賜総合支庁税務課へお問合せください。

▶ 県置賜総合支庁税務課／☎(26)6014

お知らせ

4月から産前産後期間の 国民年金保険料が免除されます

岡町町民課住民年金係
米沢年金事務所

☎(52) 1 3 4 5
☎(22) 4 2 2 0

○免除期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月の国民年金保険料が免除されます。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月の国民年金保険料が免除されます。

*出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産をいいます。（死産、流産、早産された方を含みます。）

○産前産後期間の取扱い

産前産後期間として認められた期間は、保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されません。

○対象者

「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の方

○届出時期

出産予定日の6か月前から届出可能ですので、速やかに届出ください。

*ただし、届出ができるのは平成31年4月からです。

○届出先

町町民課

○施行日

平成31年4月1日

※平成31年4月から、日本年金機構ホームページから届出用紙をダウンロードできる予定です。また、記入の方法も併せて掲載する予定です。

■日本年金機構ホームページ■

<https://www.nenkin.go.jp/>

提出の際は以下の書類をご用意ください。

★添付書類★

- 出産前に届出をする場合：
母子健康手帳など
- 出産後に届出をする場合：
出産日は市町村で確認できるため原則不要
（確認できない場合は、出産日を確認できる書類が必要です）

★個人番号（マイナンバー）の 提示が必要です★

届出者本人が窓口で届書を提出する場合は、マイナンバーカード（個人番号カード）を掲示してください。

お持ちでない場合は、以下の①および②を掲示してください。

なお、郵送で届書を提出する場合は、マイナンバーカードの表裏両面または①および②のコピーを添付してください。

- ①マイナンバーが確認できる書類：
通知カード、個人番号の表示がある住民票の写し
- ②身元確認書類：
運転免許証、パスポート、在留カードなど

お知らせ

「子育て短期支援事業」 をはじめました

岡町福祉こども課子育て支援係 ☎(52) 1 3 0 2

家庭において、保護者が疾病などの理由で一時的に児童を養育することが困難となった場合などに、児童福祉施設において一定期間お預かりすることにより、児童およびその家庭への子育て支援を図ります。

対象者／高畠町に住所を有し、次の事由に該当する者

- ①生後6か月以上満16歳未満の子ども
- ②保護者が疾病、出産、看護、事故、その他の理由により、その家庭において一時的に養育することが困難と認められる子ども

利用期間／7日（6泊7日）以内

利用方法／事前に町へ申請書の提出が必要で

利用料金／保護者の所得や利用者の年齢に応じて一定の負担があります

お知らせ

ご当地ナンバープレートを発行します！

町税務課住民税係

☎(52) 4 4 7 7

町のマスコットキャラクター「たかつき」「はたつき」をモチーフにしたご当地ナンバープレートを交付いたします。新規交付だけでなく、今現在ナンバーをお持ちの方も交換できます。(数量限定)

愛車のワンポイントにいかがですか？詳細は町税務課および町民課備え付けの交付要項、または町ホームページをご覧ください。

- ▶対象車種／第1種(50cc以下)原動機付き自転車
- ▶交付開始日／4月1日(月)
- ▶交付数量／100枚 ※希望ナンバーの指定はできません・無くなり次第終了

枚数限定オリジナルデザイン



▶交付手数料／無料

※詳細は交付要項によります。各交付とも、標識交付申請書記入が必要です。時間に余裕をもってお越しください。

▶応募先／〒992 - 0392

山形県東置賜郡高畠町大字高畠 436 高畠町税務課

【交付規定(概要)】

【新規交付】

50枚「高畠町は・121」～「高畠町は・170」

- (1) 対象／原動機付き自転車を購入または譲受等により新規取得した方、または他市町村からの転入により高畠町のナンバーを新規取得する方
- (2) 持ち物／販売(または譲渡)証明書・廃車証明書(転入の場合)・印鑑・運転免許証等本人確認できるもの・自賠責保険証
- (3) 交付場所／町民課

【交換交付】

50枚「高畠町は・171」～「高畠町は・220」

- (1) 対象／2019年3月1日現在、高畠町に第1種(50cc以下)原動機付き自転車のナンバー登録がある方で、町税の滞納がない方
- (2) 応募方法／往復はがきでご応募ください。往信欄に①郵便番号②住所③氏名④すでにお持ちのナンバープレートの番号「高畠町かな〇〇〇〇」⑤電話番号、返信はがきの宛名をご記入のうえ、上記応募先に郵送またはご持参ください。
- (3) 応募受付／3月1日(金)～20日(水)当日消印有効 ※応募者が50人に満たない場合、残り新規交付用に組み入れます。
- (4) 交付時の持ち物／当選通知はがき・交換するナンバープレート・印鑑・運転免許証等本人確認できるもの・自賠責保険証
- (5) 交付場所／町税務課
- (6) 注意点／お1人1枚の交換とします。交換に伴い番号が変わりますので、自賠責保険等変更の手続きが必要になる場合があります。ご加入の保険会社にご確認ください。応募者多数の場合、抽選となります。当選された方で、2019年6月28日(金)まで交換なされない場合、その権利は失効します。当選発表は返信はがきで通知いたします。当選された権利は本人のみとなります。ご家族を含め他者に譲ることはできません。

お知らせ

雪どけ期における交通事故防止

☎町生活環境課生活安全係 ☎(52) 4 4 7 1

これからの時期は、雪が融け、車がスピードを出しやすくなる一方で、夜間から早朝にかけては路面が凍結するところがあり、道路環境が変化する時期となります。さらに、徒歩での外出や自転車の利用が活発になってくることから交通事故の多発が懸念されます。このような状況を踏まえ、右記の点を実施することにより、交通事故防止を図りましょう。

平成31年1月の交通事故発生状況

	発生件数(増減)	死者数(増減)	負傷者数(増減)
高島町	4(-9)	0(-1)	7(-10)
南陽市	12(-4)	0(±0)	15(-5)

※増減は前年同時期との比較です

【運転者】

- ◇夜間から朝にかけての路面凍結に注意し、スピードを控えて運転しましょう。
- ◇横断歩道付近では、横断歩行者がいないか確認し、いれば止まって安全に渡らせましょう。
- ◇追突事故を起こさないため、前車が急停止しても事故を避けられる車間距離を保つようにしましょう。

【歩行者】

- ◇道路を横断するときは、手や横断旗で横断する意思を表し、横断開始時と横断中の二度確認を徹底しましょう。
- ◇夕方からの外出の際は、明るい色の衣服とピカピカ光る夜光反射材を身につけましょう。

お知らせ

3月1日から やまがた子育て応援パスポートが変わります！

☎町福祉こども課 ☎(52) 3 0 3 1

- ①交付対象を、「小学校6年生までの子どもまたは妊婦のいる家庭」から「18歳未満の子どもまたは妊婦のいる家庭」に拡大します。
 - ②紙カードから電子画像に変わります。
- 協賛店で子育て世帯がパスポートを提示すると、各種割引・優待サービスや乳幼児連れの外出支援・応援サービス等を受けることができます。右上のようなステッカーを掲示している店舗で使えます。
 - 電子画像は、3月1日以降、県ホームページから専用の申請フォームにアクセスしてお使いのスマートフォンに保存または印刷のうえご使用ください。
 - パスワード入力が必要です。
パスワードが記載されているチラシは、犯罪防止のため、町福祉こども課でお渡しします。
 - チラシは、保育園、幼稚園、小学校等に在籍する児童を通じて配布しています。お子さんを在宅で保育している方については、窓口でお渡しします。その際、お子さんの年齢を確認できるもの(保険証や母子手帳)を持参してください。
また、妊娠された方の発行手続きについては、母子手帳交付の際にお知らせします。
 - これまで発行されたカードも記載されている有効期限まで使えます。

協賛店の目印となるステッカー



詳しくは、県HPをご覧ください。

問合せ先/県庁子育て支援課

☎ 0 2 3 (6 3 0) 3 3 4 5



お知らせ

「平成31年度ごみ・資源分別収集カレンダー」について

圃町生活環境課衛生係

☎(52) 1 5 9 6

毎年、広報3月号と一緒にお届けしていますが、**毎**年注意点等をお知らせします。

①来年度は、土日と祝日の配置の関係で、週2回の燃やせるごみの日が1回になったり、他のごみ収集日がなかったりすることもあり、ご不便をお掛けしますが、ご協力をお願いします。特に今年の4月、5月の連休や年末年始の休みは、例年よりも長い休みになります。ごみ処理を行っている千代田クリーンセンターの業務日程との兼ね合いで、収集できない日もありますので、お届けするカレンダーで収集日の確認を必ずしてから、ごみを出してください。

②「燃やせないごみ」の収集は、「プラスチック製容器包装」を収集する曜日の最終週ではなく、第4週目になります。祝日の配置の関係で、例外的に別の日になることもあります。こちらも、カレンダーの確認をお願いします。

※収集所にごみを出す前に、もう1度、**ごみカレンダー**をご確認ください。

③「粗大ごみ」の回収は、今年も6月に各地区1回行います。事前申し込みが必要です。カレンダーに回収日、申し込み期間を表示していますのでご確認ください。なお、広報6月号にも掲載する予定です。

④使用済みの「小型家電(ノートパソコン、携帯電話、CDプレーヤー等)」回収の日程については、カレンダーに載せていませんが、7月に行く予定です。実施日時や回収場所、対象になる品目について、広報7月号または隣組回覧等で詳細をお知らせします。

⑤使用済みの「リサイクル対象の家電製品(テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機等)」回収の日程についても、カレンダーに載せていませんが、7月もしくは8月に行く予定です。役場庁舎南側に持ってきていただく必要がありますが、実施日時や対象になる品目について、広報で詳細をお知らせします。(リサイクル対象の家電製品を処分するには、必ずお金がかかります。無料で引き取る業者は無許可営業が多く違法行為となりますので、ご注意ください。)

お知らせ

平成30年度放課後児童クラブ 利用料の助成について

圃町福祉こども課こども施設係 ☎(52) 3 0 3 1

放課後児童クラブ(学童保育所)の保護者負担軽減を図るため、利用料の一部を助成します。

対象児童(以下の要件に全て該当すること)

- ①生活保護受給世帯または準要保護世帯の認定を受けていること。
- ②高富町に居住し、かつ住民登録をしていること。
- ③放課後児童クラブの利用を月額契約で行っていること。

助成額(児童1人あたり)

※ただし、未納がある場合はその額を除きます。

①生活保護世帯

月額利用料または1万円のいずれか低い額

②準要保護世帯

月額利用料または7千円のいずれか低い額

※月額利用料には、短期保育料、食費、おやつ代、冷暖房費等、別途集金するものは含みません。

申請方法／放課後児童クラブから申請書を受け取り記入のうえ、領収書(コピー)または納入証明書を添付し、放課後児童クラブまたは町福祉こども課こども施設係まで提出してください。

提出期限／3月12日(火)

お知らせ

中小製造業設備投資等補助金の申出を受付中

岡町商工観光課商工振興係

☎(52) 2 0 1 9

時代変化への対応や企業の高度化に必要な新規立地・設備投資や施設の導入を支援し、競争力のあるものづくりや安定的な雇用の創出を図ることを目的とした制度です。

※この事業は、平成 31 年度予算が高島町議会において議決されることが条件となります。

1. 補助対象者

- ①高島町に住所を有する製造業を営む中小企業、小規模企業者またはこれらで組織する団体であること。
- ②他の市町村から高島町に工場を建設する製造業を営む中小企業、小規模企業者またはこれらで組織する団体であること。

2. 補助対象事業・補助対象経費、補助率等

(1) 対象事業

- ①所有型／自ら所有する工場等の新設または増設（対象事業費 1,000 万円以上）
 - ②設備投資型／生産設備の取得や生産設備導入に伴う工場の内部造作等の変更（対象事業費 200 万円以上）
- ※平成 31 年度中に、契約・着工し取得・支払いが完了する事業が対象となる
- ※設備投資型は、経済産業省「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業」（ものづくり補助金）に応募し不採択となった事業者が投資計画をブラッシュアップし、申請した場合に優遇措置有

(2) 補助率等

- ①所有型／対象事業費の 10%以内（上限 500 万円）
 - ②設備投資型／
 - < 1 >対象事業費の 10%以内（上限 300 万円）
 - < 2 >対象事業費の 30%以内（上限 300 万円）
- ※< 2 >は、ものづくり補助金に応募し不採択となった事業者が投資計画をブラッシュアップし申請した場合に適用されます。
- ※申し込み多数の場合、予算の都合上補助額を調整する場合があります。

3. 公募受付締切日

3月13日（水）17時まで

4. 申請方法

所定の事前申出書、計画概要書、企業概要書を作成し、その他必要書類と共に、締切日までに申請先に提出してください。（持参または郵送）※公募要領・様式は、町ホームページからダウンロードできます。

5. 選定方法

3月中に審査会を開催し事業の選定を行います。採択、不採択の通知は、応募者全員に行います。

6. 申請・問合せ先

〒992-0392 高島町大字高島 436
 高島町商工観光課商工振興係 担当：島津、佐藤
 ☎(52) 2 0 1 9 FAX(52) 1 5 4 3
 電子メール syoukan@town.takahata.yamagata.jp

お知らせ

3月 は 自殺対策強化月間です

岡町福祉課障がい者福祉係

☎(52) 4 4 7 3

平成 29 年中における自殺者の総数は全国で 20,465 人。山形県では 210 人が自ら命を絶っています。県内のこの数字は、自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自殺者数）にあてはめると全国 7 位ととても高くなっています。

自殺は個人の問題ではなく、防ぐことができる社会的な問題です。大切な“いのち”を守るため、私たちにできることがあります。

- 気づき** 家族や仲間の変化に気づいて、声をかける
- 傾聴** 本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける
- つながり** 早めに専門家に相談するよう促す
- 見守り** 温かく寄り添いながら、じっくりと見守る

声でも文字でも。
 少しずつでも。
 あなたの今の気持ちを
 聴かせてください。

自殺対策強化月間に合わせ、全国一斉こころの健康相談統一ダイヤルが開設されます。

【こころの健康相談統一ダイヤル】

- ▶受付期間／3月1日(金)～7日(木) 9時～17時
- ▶電話番号／0570(064)556 (PHS、IP 電話、プリペイド式携帯電話、列車公衆電話、海外からは接続できません。)

※上記期間に関わらず、山形県精神保健福祉センターでは相談を受付けています。☎023(631)7060

募集

町臨時職員登録者募集

町総務課総務係

☎(52) 4 4 7 5

町では、臨時職員として勤務を希望する方の登録を随時受け付けています。臨時職員の採用が必要となった際に、登録者の中から書類・面接審査などにより、選考を行います。

※登録は採用を約束するものではありません。

登録資格／18歳以上で、パソコン操作(ワード・エクセル)ができる方

登録申込／「日々雇用職員等採用申込書」を町総務課まで提出してください。申込書は町総務課にご用意しているほか、町HPにも掲載しております。

お知らせ

旧第三中学校体育館の貸出休止について

町総務課施設管理係

☎(52) 2 1 9 0

町では、平成31年度に、高畠町公共施設等総合管理計画の個別施設計画に基づき、旧町立第三中学校校舎の解体工事を実施します。

それに伴い、隣接する体育館を解体工事が完了する2020年3月31日まで貸出休止とします。

なお、グラウンドについては、工事の関係上、使用出来ない期間が発生する場合がありますので、使用申し込みの際ご確認ください。ご不便をおかけしますが、よろしく願いいたします。

募集

置賜定住自立圏共生ビジョン(案)へ 皆様のご意見をお寄せください

町企画財政課企画調整係

☎(52) 1 1 1 2

高畠町を含む置賜3市5町では、置賜地域における定住自立圏の将来像や、その実現のために圏域の市町が連携して推進する具体的な取組内容をまとめた「置賜定住自立圏共生ビジョン」の策定を進めています。このビジョン案について皆様のご意見を広く募集します。

◇募集期限 3月11日(月)

◇計画案の閲覧場所

- ・町HP (<http://www.town.takahata.yamagata.jp>)
- ・町企画財政課(町役場2階)
- ・町民課閲覧コーナー(町役場1階)
- ・各地区公民館

◇意見等の提出方法

任意の様式に、ご意見、住所、氏名、電話番号を記入の上、郵送かFAX、電子メールで下記提出先へお送りください。直接ご持参いただいても結構です。

◇提出先(※置賜定住自立圏事務局の米沢市への提出となります)

〒992-8501 米沢市金池五丁目2番25号

米沢市役所総合政策課

FAX/(24) 4 5 4 0

電子メール/seisaku-ka@city.yonezawa.yamagata.jp

募集

旧高畠鉄道高畠駅舎群 保存活用計画(案)へ 皆様のご意見をお寄せください

町社会教育課文化係

☎(52) 4 4 7 2

町教育委員会では、大字高畠の「たかはた広場」にある旧高畠鉄道高畠駅舎等について、保存や活用の基本的なあり方についてまとめた保存活用計画の策定を進めています。この計画案について皆様のご意見を広く募集します。

◇募集期限 3月7日(木)

◇計画案の閲覧場所

- ・町HP (<http://www.town.takahata.yamagata.jp>)
- ・町社会教育課(町中央公民館1階)
- ・町民課閲覧コーナー(町役場1階)
- ・各地区公民館

◇意見等の提出方法

任意の様式に、ご意見、住所、氏名、電話番号を記入の上、郵送かFAX、電子メールで下記提出先へお送りください。直接ご持参いただいても結構です。

◇提出先

〒992-0351 高畠町大字高畠436番地

高畠町社会教育課

FAX/(52) 5 0 4 3

電子メール/syakyo@town.takahata.yamagata.jp